

**一般社団法人 健康医療相談品質向上協会**  
**カルテル等防止ガイドライン**

**1. 適用範囲**

(1) 対象者

当協会の理事、事務局及び加盟企業の代表者や担当者等の当協会の事業運営に関わる者

(2) 対象取引（＝市場）

健康・医療相談サービス事業、および当該事業に付随する取引

**2. 禁止行為**

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下、「独占禁止法」）で定める、カルテル（企業連合）や談合（入札談合）の「不当な取引制限」を禁止する。については、具体的に以下の行為を禁止する。

(1) 価格について

複数の事業者が相互に、同内容または同種の対価（価格）の引き上げを実施することを認識・予測し、これと歩調をそろえる行為。

(2) 制限について

上記対象者は相互に、相手方の各事業活動の内容や価格、品質、数量、その他各般の条件について一定の制限を課してはならない。

(3) 書類等の不正作成について

提案書、企画書、名簿その他自社が提供する役務の仕様を示す書類に、著しく優良または劣悪だと誤認させる表現、または虚偽の情報を記載してはならない。（※1）

**3. 競合他社との接触**

(1) 競合他社との接触に関する事前承認

前2の定めに基づき、公式・非公式、懇親会・ゴルフなど形式を問わず、対象者である競合他社と接触することを原則禁止とする。但し、然るべき加盟企業各社の責任者の事前の承認がある場合に限り、競合他社と接触できるものとする。

(2) 競合他社との接触内容の管理

競合他社と接触した者（事前承認を得た者や意図しない接触があった者を含む）は、接触後、その日時、場所、相手先、同席者、接触の目的、交換された情報などを加盟企業各社において記録し、適切に管理を行う。

(3) 競合他社との接触において問題があった場合の対応

競合他社との接触において、前2で定めた情報に関する話題が挙がった場合には、議論を中止すべき旨を述べた上で、且つその要請を議事録の記載など記録を残すよう求めるものとする。それでも話題が継続される場合は、即座にその場を退席し、当該事実を然るべき加盟企業各社の責任者及び法務又はコンプライアンス所管部門に報告しなければならない。

(4) 加盟企業各社の委託先や代理店等の業務提携先について

上記（1）～（3）の規定について、加盟企業各社の委託先や代理店等の業務提携先についても同様とし、加盟企業各社は当該委託先や業務提携先に対し、管理監督しなければならない。

**4. 競業他社の範囲**

上記対象取引に定める健康・医療相談サービス事業を行っている法人。

**5. 違反行為発見時の措置**

本ガイドライン又は日本をはじめとする各国の法令に違反した場合、加盟企業各社の社内規程や当該法令に基づき処罰されることがある。また、実際に違反があった場合や、違反が疑われる行為を認識した場合、速やかに加盟企業各社の法務又はコンプライアンス所轄部門へ報告しなければならない。

**6. 違反時の措置**

本ガイドライン又は各国の法令に違反した場合、社内規程や当該法令に基づき処罰されることがある。

※1：入札書類や提案書に事実と反する記載をしてはいけない。

（例：優良表記は相談員が10名多い、他社に契約させるため相談員が10名少ない）

附則 1. 本ガイドラインは、2024年3月25日、理事会において承認・制定。

2. 本ガイドラインは、2024年3月25日より施行。